

交通空白地輸送確保支援事業補助金交付要綱

令和6年9月20日 6交第52号

(趣旨)

第1 この要綱は、バス、タクシー等の公共交通機関によっては地域住民又は観光旅客を含む来訪者に対する十分な輸送サービスの確保が困難な地域における輸送の確保を目的として、当該地域において自家用有償旅客運送を新たに実施しようとする者に対し、予算の範囲内において、交通空白地輸送確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、「交通空白地有償運送」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第49条第1号に規定する旅客の運送をいう。

(補助事業者)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、交通空白地有償運送を新たに実施しようとする者であって、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (2) 一般社団法人又は一般財団法人
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
- (4) 農業協同組合
- (5) 消費生活協同組合
- (6) 医療法人
- (7) 社会福祉法人
- (8) 商工会議所
- (9) 商工会
- (10) 労働者協同組合
- (11) 営利を目的としない法人格を有しない社団であって、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第79条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であるもの

2 前項の補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（役員その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、

暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

- (2) 役員等が、自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便益を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

（補助対象経費等）

第4 補助金の交付の対象として長野県知事（以下「知事」という。）が認める経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が交通空白地有償運送を実施するために必要な経費とし、具体的な補助対象経費、補助率及び補助上限額は別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5 交付規則第3条に規定する申請書は、交通空白地輸送確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 交付規則第3条に規定する関係書類（当該書類に記載すべき事項を記録した磁氣的記録を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画書（様式第2号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 前2項の書類の提出期限は、知事が別に定める。

4 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第10第1項又は第2項の規定による報告をするものとする。

（補助金の交付条件）

第6 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1) 補助事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。

ア 事業の主要な内容の変更

イ 県が補助する経費の増額又は20パーセント以上の減額

(2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（事業の遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その財産管理に関する規程

を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

- (4) 補助金の交付決定を受けようとする者は、交付決定前に補助事業に着手できないものとする。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合は、着手前に交通空白地輸送確保支援事業補助金事前着手届（様式第3号）により知事に届け出ること。
- (5) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
- (6) 補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに、交通空白地有償運送を行うことについて、法第79条の規定による知事の行う登録を受けること。
- (7) 知事の行う登録を受けた日から起算して5年間は、交通空白地有償運送を実施すること。

（変更承認申請等）

第7 第6の規定による承認の申請は、次に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき
交通空白地輸送確保支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
交通空白地輸送確保支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき
交通空白地輸送確保支援事業補助金完了期限延長承認申請書（様式第6号）

（申請の取下げ）

第8 交付規則第7条第1項に規定する交付申請の取下げは、交通空白地輸送確保支援事業補助金交付申請取下書（様式第7号）を、補助金の交付決定の日から15日以内に知事に提出して行うものとする。

（実績報告）

第9 交付規則第12条第1項に規定する実績報告書は、交通空白地輸送確保支援事業補助金実績報告書（様式第8号）によるものとする。

- 2 前項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（消費税仕入控除税額の報告）

第10 第5第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

- 2 第5第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けて

これを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付規則第 13 条第 1 項の補助事業の額の確定のあった日の翌年 6 月 15 日までに、同様式により知事に報告するものとする。

(補助金の交付請求)

第 11 補助事業者が補助事業の完了後、補助金を請求しようとするときは、交通空白地輸送確保支援事業補助金交付請求書(様式第 10 号)を知事に提出するものとする。

2 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、交通空白地輸送確保支援事業補助金概算払請求書(様式第 11 号)を知事に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第 12 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金について補助事業者に対して期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又は交付の条件に違反したとき。
- (3) その他交付規則及びこの要綱に違反したと認められるとき。

(財産の処分制限等)

第 13 交付規則第 19 号第 1 項に規定する承認申請は、交通空白地輸送確保支援事業補助金財産処分承認申請書(様式第 12 号)によるものとする。

2 交付規則第 19 条第 2 項第 2 号に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 知事は、補助事業者が当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(書類の提出部数)

第 14 交付規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1 部とする。

(その他)

第 15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 20 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第4関係）

補助対象経費	補助率及び補助上限額
<p>交通空白地有償運送を実施するために必要な以下の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通空白地有償運送に使用する車両の購入費及び購入に伴い必要となる諸費用（地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく自動車税及び軽自動車税並びに自動車重量税法（昭和46年法律第89号）に基づく自動車重量税を除く。2において同じ。） 2 交通空白地有償運送に使用する車両の賃借料（補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに補助事業者が支払うものに限る。） 3 運行管理に必要な備品の購入に要する経費 4 施行規則第51条の16第1項第1号及び第2号に規定する国土交通大臣が認定する講習の受講料 	<p>1 / 2 以内 （上限 100 万円）</p> <p>※国から補助を受ける場合、左記の補助対象経費から当該補助金額を控除した後の金額の 1 / 2 以内 （上限 100 万円）</p>

（注）補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。